

平成24年9月13日  
独立行政法人環境再生保全機構

民間競争入札実施事業 公害健康被害補償業務の徴収業務の実施状況について  
(平成21年度～平成24年度(6月30日時点)分)

当機構は、「公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項」(平成20年10月)の「11. 委託事業の評価に関する事項」に規定された「機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。①申告書の提出率 ②機構への関係書類の送付」との条項に基づき、当該二項目について調査を実施したので、以下、報告する。

## 1. 事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号、以下「公健法」という。)第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者(以下「納付義務者」という。)が排出した硫黄酸化物量に応じて汚染負荷量賦課金として徴収する業務を行っている。

### (1) 委託業務内容

申告書等の送付及び受理点検、申告・納付説明会の開催、制度の普及宣伝、申告・納付の協力要請等

### (2) 契約期間

平成21年3月1日から平成26年3月31日まで

### (3) 受託事業者

日本商工会議所

## 2. 民間競争入札の対象となる徴収業務の質

### (1) 申告書の提出率

申告書の提出率(納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件

数の割合をいう。以下同じ。) に関して目標とする水準は100%とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は96%以上とすること。

(2) 機構への関係書類の送付

- ① 受理した申告書等を、法令に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付すること。
- ② 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。

3. 調査項目

機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。

(1) 申告書の提出率

(2) 機構への関係書類の送付

4. 調査結果

(1) 申告書の提出率

① 各年度の申告書の提出率について

実施要項の2(1)②イに記載する徴収実施期間(毎年3月1日から6月14日(平成21年にあつては6月15日))の終了日時点における申告書の提出率は、以下のとおりである。

<表1 各年度における申告書の提出率>

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	21~24年度 平均
97.67%	98.33%	97.93%	98.54% (98.33%)	98.39%	98.30% (98.25%)

(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県を除いた数値。下段( )書は東日本大震災の影響の大きな5県を含めた申告書の提出率である。

② 平成23年度の徴収実施期間について

平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県（青森・岩手・宮城・福島・茨城の各県。以下「被災5県」という。）の納付義務者にかかる申告・納付期限を国税徴収の例に倣い延長したことに伴い、以下のとおり、徴収実施期間をそれぞれ延長することとした。

（ア）青森県・茨城県 平成23年8月29日

（イ）岩手県・宮城県・福島県（一部地域を除く） 平成24年3月31日

③ 平成24年度の徴収実施期間について

平成24年度についても、国税徴収の例に倣い、被災5県のうち申告・納付期限の延長措置が継続している地域（福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の納付義務者にかかる徴収実施期間を延長しているところである。

（2）機構への関係書類の送付

① 納付義務者から受理点検した関係書類は、公健法第55条に定める期限後10日以内に遅延なく機構へ送付された。

また、法令に定める期限後に納付義務者から提出のあった申告書についても、速やかに機構へ送付された。

② 委託事業実績書は、平成21～24年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。

③ 業務実施台帳は、平成21～24年度の6月30日までに遅滞なく機構に提出された。

以 上

## 参考資料

### 1. 受託事業者による創意と工夫の例

- (1) 日本商工会議所と各地商工会議所は、商工会議所法第6条により、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立されている。

商工会議所と、商工会議所会員企業との間には、地域に根ざした密接な信頼関係が構築されており、受託事業者は各地商工会議所との間で本業務の一部の実施に関する再委託契約を締結することで、昭和49年度から委託業務を経験し、業務内容に精通した各地商工会議所担当者のノウハウを引き続き活用するほか、各地商工会議所と納付義務者との信頼関係をもとに業務の円滑な実施を可能とした。

- (2) 受託事業者は各地商工会議所との間にイントラネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構からの連絡事項等を速やかに周知させた。イントラネットは内部ネットワークのため、申告・納付期限を過ぎても申告・納付の無い納付義務者（以下、「未申告事業者」という。）の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。

- (3) 公害健康被害補償業務は納付義務者の申告・納付への理解を求めることが必須であり、経営状況の善し悪しにかかわらず申告・納付する義務があることへの反発や、公害健康被害者のいない地域の納付義務者が主張する申告・納付の必要性に関する疑問、賦課料率格差でより大きな金銭的負担を伴う旧指定地域の納付義務者が有する不満への対応には、申告・納付説明会の機会を設け、機構担当者だけでなく、監督官庁である環境省担当部局職員も申告・納付説明会に説明者として、直接納付義務者に説明、個別の相談対応が大変重要なものとなっている。

全国約8,400の納付義務者の参加の便宜を考慮して全国101～105か所の商工会議所において申告・納付説明会を実施したが、各地商工会議所を説明会場とすることができるため日程調整が容易であったほか、使用するOA機材（ノートパソコン、プロジェクター、スクリーンなどの大型機器を含む。）については、通常、各地商工会議所に備え付けてあるため、低コストで使用することができた。

また、被災5県の商工会議所については、被災した納付義務者に対して個別相談会の場を設けるなどの丁寧な対応を行うことができた。

#### 申告・納付説明会の実施状況

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催会場数	103	102	101	104	105
開催会議所数	148	149	147	152	153
実施期間	平成20年4月2日 ～4月21日	平成21年4月2日 ～4月22日	平成22年4月2日 ～4月23日	平成23年4月4日 ～4月26日,6月 27日,7月1,4,5,7 日,9月1,2,5,8日	平成21年4月2日 ～4月22日

(4) 業務マニュアル（『徴収業務の実施について』、『点検マニュアル』）を機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

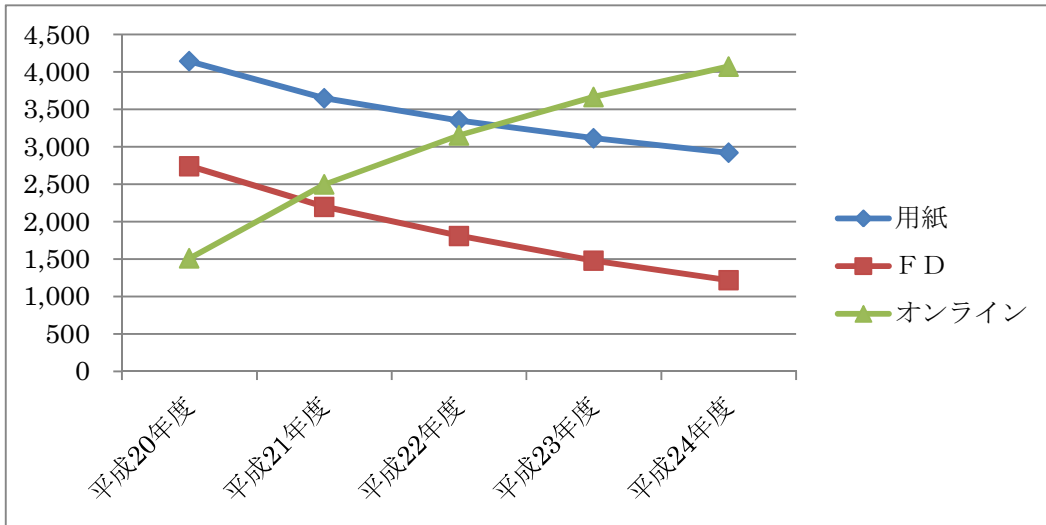
(5) 機構が指示した未申告事業者について、情報収集等（現地写真撮影、登記簿の取得）を行い、機構による未申告事業者への申告督促業務の円滑な実施を可能とした。

## 2. 受託事業者による業務上の改善にかかる提案の例

機構が実施しているオンライン申告促進の取り組みについて、各地商工会議所を通じた納付義務者への直接的なオンライン申告促進の働きかけや、一律に配布していた申告用紙の配布数削減等について提案があり、その結果印刷部数の軽減に寄与した。

オンライン申告件数の伸び率

(単位：件)



### 3. 実施経費の状況

平成20年度と本業務開始以降の実施経費は、以下のとおりである。

実施経費の状況

(単位：円)

平成20年度	平成21年度 (20年度比削減率)	平成22年度 (20年度比削減率)	平成23年度 (20年度比削減率)	平成24年度見込 (20年度比削減率)
195,561,047	180,215,984 (▲7.85%)	179,026,017 (▲8.46%)	179,042,971 (▲8.45%)	178,687,022 (▲8.63%)

※ 17年度：205,891,372円、18年度：204,661,052円、19年度：203,431,354円。

### 4. 評価

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律及び公共サービス改革基本方針に基づく今回の民間競争入札では、徴収業務の質の維持向上、実施経費の節減を図ることが求められている。

したがって、これらの観点から評価を行うこととした。

## (1) 徴収業務の質の維持向上について

### ① 申告書の提出率

申告書提出率については、平成21～24年度のいずれの年度でも、徴収業務の質として定めた96%以上（平均98.30%）の提出率の基準を維持しており、申告書の提出率は達成されていることから、評価できる。

### ② 機構への関係書類の送付結果について

関係書類（申告書、委託事業実績書、業務実施台帳）については、平成21～24年度のいずれの年度でも、期限までにそれぞれ機構で受理しており、達成すべき徴収業務の質は確保されたものと評価できる。

## (2) 実施経費の節減状況について

前記3のとおり、実施経費に関しては、民間競争入札導入前の直前年度である平成20年度の実施経費の実績額に比して着実に減少している。

## (3) まとめ

上記のとおり、徴収業務の質については、すべて達成された。

特に、東日本大震災の影響によって、被災5県にかかる申告書提出率の低下が懸念されたが、平成23年度及び平成24年度についても、ほぼ例年並みの申告書の提出率を維持することができた。これは、汚染負荷量賦課金の申告の必要性について納付義務者に対し丁寧な対応を行うことにより、公害健康被害補償制度への理解を得た結果であると考えられる。

また、徴収実施期間を延長した平成23年度（東日本大震災の影響による。）における実施経費も微増にとどめるなど、実施経費の節減に努めた点も大いに評価できる。

さらに、受託事業者の創意・工夫によって改善された点としては、以下の二つが挙げられる。

① 受託事業者は各地商工会議所との間にイントラネットを構築しており、これを活用することで毎年度の申告手続きの周知や、東日本大震災の対応について機構から

の連絡事項等を速やかに周知させた。イントラネットは内部ネットワークのため、未申告事業者の経営状況にかかる報告等、取り扱いに慎重を期すべき情報についても外部漏洩の可能性が低く、的確な情報提供を可能とするなど業務の円滑な実施を可能とした。

- ② 業務マニュアル（『徴収業務の実施について』、『点検マニュアル』）を機構と受託事業者とで監修し、窓口となる各地商工会議所担当者の知識習熟及び業務上のトラブル事例とその解決方法等のノウハウの蓄積に努めた結果、迅速かつ適切な対応が可能となり、納付義務者へのサービスの向上が図られた。

（４）その他

平成25年1月に、東日本大震災の影響により申告・納付期限の延長措置が継続している地域内の事業所から申告書の提出があったため、平成24年度末の申告書の提出率は、98.45%となる見込みである。

以上